

第三次産業の労働災害を防止しよう



STOP!労働災害

北海道労働局では、第12次労働災害防止計画（平成25年～29年度）に基づき、計画期間の5年間で平成24年と比較して平成29年までに

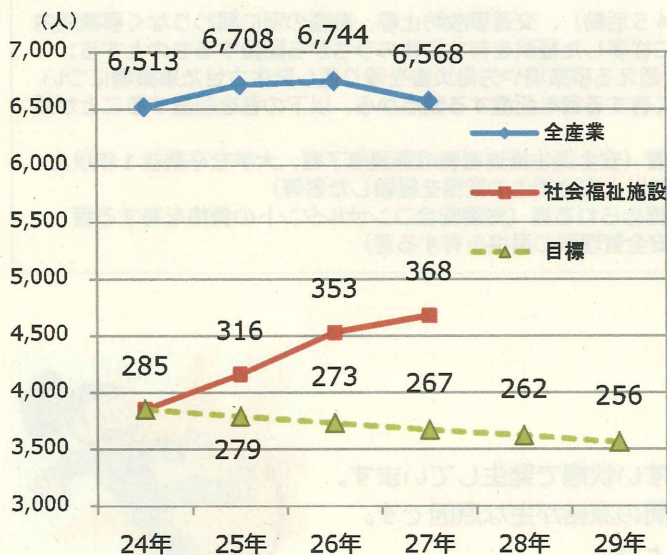
- ◆死亡災害の撲滅を目指して**死亡者の数を20%以上減少**させる
- ◆休業4日以上の**死傷者の数を15%以上減少**させる

ことを目標として取組を進めています。

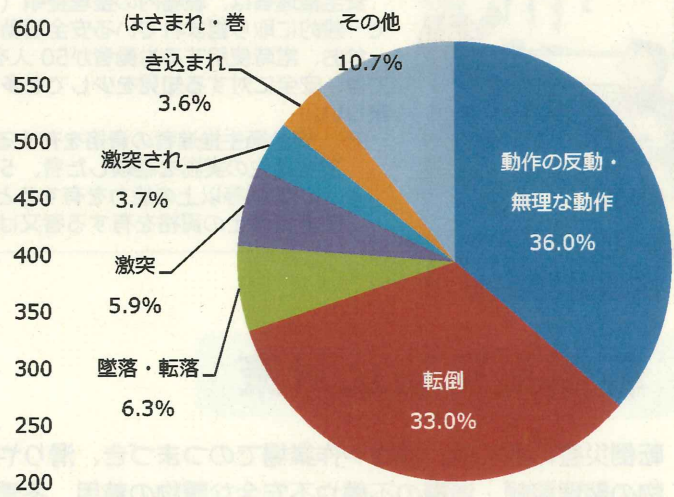
第三次産業のうち社会福祉施設の労働災害による死傷者数は近年増加傾向にあり、平成27年は368人と平成27年の目標を大幅に上回っています。（図1）

社会福祉施設では、動作の反動・無理な動作（腰痛）（36.0%）が最も多く、次いで転倒（33.0%）、墜落・転落（6.3%）となっていますが（図2）、目標の達成のため、残り2年間（平成28～29年）は下記の取組に加えて、腰痛に次いで多い転倒災害にかかる防止対策を重点に取り組む必要があります。

死傷者数の推移（図1）
（平成24～27年、休業4日以上）



社会福祉施設、事故の型別労働災害発生状況（図2）
（平成25～27年、休業4日以上、計1,037人）



〔社会福祉施設における主な労働災害防止の取組〕

- ① 安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）
- ② 安全衛生教育による、4S活動、（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動、見える化の促進
- ③ パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施
- ④ 「職場における腰痛予防対策指針」による腰痛予防対策の推進
- ⑤ 転倒災害防止対策の推進（重点）



安全衛生管理体制の整備

◆ 各種の管理者を選任しましょう。

- ① 衛生管理者：労働者数50人以上
- ② 産業医：労働者50人以上
- ③ 衛生推進者：労働者数10人以上50人未満
- ④ 安全推進者：労働者10人以上

(※1「安全推進者の配置等の係るガイドライン」による)

◆ 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。

- ① 衛生委員会：労働者数50人以上
- ② 安全衛生懇談会等：①以外の事業場
- ③ 安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

〔安全推進者の職務〕

- ・ 職場環境、作業方法の改善に関すること
- ・ 安全意識の啓発、安全教育に関すること
- ・ 関係行政機関への安全についての各種報告、届出などに関すること

事業場規模別安全衛生管理体制

業種 規模 (労働者数)	社会福祉施設 (労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種)
50~999人	
10~49人	
1~9人	



※1 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。
 なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

転倒災害防止対策

転倒災害の多くは、通路や作業場でのつまづき、滑りやすい状態で発生しています。物の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用、冬季間の凍結が主な原因です。通路等の整備や適切な履物の選定、安全教育を行いましょう。北海道では12月から3月の冬季間に多く発生しています。



つまづき、滑りによる転倒防止対策（例）

- ・ 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる
- ・ 段差をできるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする
- ・ 床の油污れや冷凍庫内の床の水は取り除く
- ・ 通路には物を置かない、物をはみ出させない
- ・ 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない
- ・ 走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない
- ・ 通路などの床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない

冬季間の転倒防止対策（例）

- ・ 滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること
- ・ 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- ・ 小さな歩幅で靴の裏全体をつけ、「急がずゆっくり」歩くこと
- ・ 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること
- ・ 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること
- ・ 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。また、両手に物を持って歩行しないこと
- ・ 初めて北海道の冬を経験する者に対して、安全教育を行うこと

《災害事例》55歳・女性

事業所から駐車場に向かう途中、凍結路面で足を滑らせ転倒し手首を骨折した。（休業2か月）

動作の反動、無理な動作災害(腰痛)防止対策

介護の対象となる人を移動させたりするときなどに、くじく、筋を痛める、ぎっくり腰などを発症することがあるので注意が必要です。「腰痛予防対策指針」により安全な介護を行いましょう。

また、腰痛は、物を持ったたり運搬中にも発生しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は「膝型」を守り、重量制限や機械運搬の活用をしましょう。

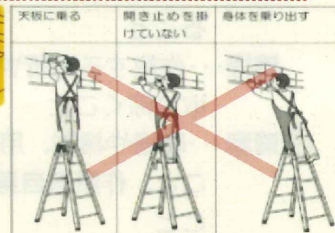


《災害事例》36歳・女性

利用者を抱えてストレッチャーから車椅子へ移乗する際に、腰を捻った。(急性腰痛で休業5日)

墜落・転落災害防止対策

階段からの転落が多く発生しています。階段に滑り止めを取り付けるとともに、階段の昇り降りは、両手に荷物を持たずに手すりを使用しましょう。また、脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中の転落も発生しています。安全な昇降設備や、踏み台を使用しましょう。



《災害事例》34歳・女性

施設内の階段で降りる途中、消毒マットで靴が濡れていたため転落し足首を捻った。(休業9日)

激突・激突され災害防止対策

ベットでの介助や車椅子での移動、入浴の介助中に、壁や階段、手すりなどに手や足をぶつけることによる災害が多く発生しています。また、介護の対象となる人が、突然叩いたりすることによる災害も発生しています。設備の改善や介助方法の改善、対象となる人の様子の把握など、KY活動や見える化による対策を推進しましょう。

《災害事例》44歳・女性

入浴介助中に利用者に下着を履かせて立ち上がる時、洗面台に腰を強打した。(休業8日)

切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

厨房において包丁などの刃物、皿やコップなどの割れた食器、缶の開口部の鋭利部分、スライサー等の食品加工機械が原因による災害が発生しています。

刃物を使用する時は視線を外さないこと、また、食材が滑ったり転がったりすることに注意が必要です。食器を洗う時はゴム手袋など手先を保護するものを着用しましょう。回転刃等を内蔵している機械は、手(指)が入らないようガードが付けられた状態で使用すること、また、掃除や点検は、機械の停止を確認してから行いましょう。

《災害事例》55歳・女性

調理室で果物を包丁で切っていたところ、誤って指を切ってしまった。(休業2か月)

<職場での労働災害防止対策とその効果>



「効率的な運用・管理」

整理整頓によって荷物の運搬や積み替え作業の効率化にもつながります。

「サービスレベルの向上」

顧客・利用者の安全、快適さの向上にもつながります。

「他法令の順守」

食品衛生法など、他法令上の順守にもつながります。

安全活動ってなんですか？

安全活動には、「4 S活動」、「KY活動」、危険の「見える化」などがあります。

1 「4 S活動」を取り組みましょう

「4 S活動」とは、労働災害の原因を取り除くことで、4 Sは整理・整頓・清掃・清潔の頭文字です。

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4 S活動です。
4 S活動は、労働災害防止だけではなく、作業の効率化にも効果があります。
(「躰(しつけ)」を加えて、5 S活動とする場合もあります。)

- 整理**・・・必要な物と不必要な物に分けて、不要な物を処分すること
- 整頓**・・・必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること
- 清掃**・・・作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと
- 清潔**・・・職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れのない状態にしておくこと



2 「KY活動」を取り組みましょう

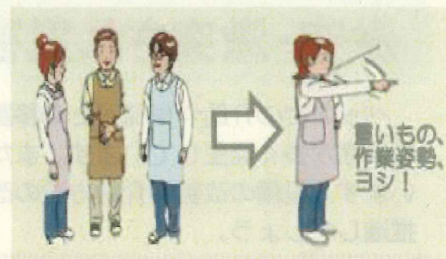
「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけることで、Kは危険、Yは予知の頭文字です。

ついウっかり・ボンヤリする、近道や省略などの横着をする、このような人の行動特性が誤った動作などの不安全な行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故や災害の原因となります。

こうした事故や災害を防止するため、仕事を始める前にどんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。

そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが「指差し呼称」で安全を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスを、「KY活動」と呼びます。



3 危険の「見える化」を取り組みましょう

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化(=見える化)することです。

KY活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。墜落や衝突などのおそれがある箇所が分かっているならば、慎重に行動することができます。

「チェック！」してみよう！



《ステッカーの例》



《見える化の例》

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全推進者を選任していますか？	<input type="checkbox"/>
2	職場内で「4 S活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
3	職場内で「KY活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
4	危険の「見える化」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
5	従業員への安全教育・研修は行っていますか？	<input type="checkbox"/>
6	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
7	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？	<input type="checkbox"/>

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。
ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について
>その他労働災害防止